

国公私第 27-57 号
平成 28 年 6 月 28 日

国立大学図書館協会会長
公立大学協会図書館協議会会長 殿
私立大学図書館協会会長

国公立大学図書館協力委員会委員長
慶應義塾大学メディアセンター所長
赤木 完爾[公印省略]

「大学図書館協力における資料複製に関する利用許諾契約書」について（通知）

平素より、国公立大学図書館協力委員会の運営にご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、標記の件につきまして、国公立大学図書館協力委員会と出版者著作権管理機構（JCOPY）との間で取り交わした契約書に関し、平成 28 年 6 月 30 日をもって終了する旨の通知がありました。

つきましては、貴加盟館へご周知のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、今回、契約終了に併せて「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」に関する通知もございますので、ご留意いただければ幸いです。

<連絡先>

国公立大学図書館協力委員会事務局
慶應義塾大学メディアセンター本部総務担当(関・岡野)
〒108-8345 東京都港区三田 2-15-45
Tel: 03-5427-1644 Fax: 03-5427-1645
E-mail: honbu_somu@lib.keio.ac.jp

平成 28 年 6 月 27 日

国立大学図書館協会会員館
公立大学協会図書館協議会加盟館 御中
私立大学図書館協会加盟館

国公立大学図書館協力委員会
大学図書館著作権検討委員会 主査
関 口 素 子

出版者著作権管理機構（JCOPY）との
「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約」の終了について
および

ILL（文献複写）における複写物の FAX 等の通信回線を用いた送信について（通知）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

国公立大学図書館協力委員会大学図書館著作権検討委員会と一般社団法人出版者著作権管理機構（以下、「JCOPY」という。）は、「大学図書館間協力における資料複製に関する利用許諾契約」の平成 28 年 7 月 1 日からの継続について協議しておりましたところ、先日、JCOPY より当委員会に対して、同契約は平成 28 年 6 月 30 日をもって終了する旨の通知がありました。

今後も話し合いを継続してまいります、6 月 30 日をもって現在の契約は終了することになります。各図書館におかれましては相互協力担当者に周知くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、平成 28 年 7 月 1 日以降、「大学図書館間協力における資料複製に関するガイドライン」（平成 24 年 3 月 5 日）の文面中、JCOPY に関しては削除されたものとして扱うことを念のため申し添えます。

今後の具体的な運用につきましては、別紙をご覧ください。

【本件に関するお問い合わせ先】

国公立大学図書館協力委員会 大学図書館著作権検討委員会
E-mail: copy-wg@lib.u-tokyo.ac.jp

以上

(別紙)

ガイドラインの運用について（平成 28 年 7 月 1 日以降）

- すべての著作物について、著作権法の制限規定内であれば郵送で ILL の依頼に応えることができます。この点では変更はありません。
- このたびの契約終了により、JCOPY の管理著作物については、ILL 複写物の“通信回線利用”（FAX やインターネット、メール添付など）による提供ができなくなります。
- 一般社団法人学術著作権協会（学著協）が管理する著作物については、国公立大学図書館協力委員会参加館・加盟館間であれば、引き続き“通信回線利用”による ILL 複写物の送受信が可能です。対象となる著作物は以下の方法で確認してください。

- 国内管理著作物

国立大学図書館協会 ウェブサイト <http://www.janul.jp/>

学術著作権協会「著作権管理刊行物リスト」

（ホームページ 「最近のニュース」に更新情報あり）

- 海外管理著作物

学術著作権協会 ウェブサイト <https://www.jaacc.jp/>

「管理著作物の委託と利用」>「権利者と管理著作物」>「海外管理著作物」

”双務協定締結国・地域及び海外 RRO 一覧(PDF)”で確認できる海外管理著作物に関しては、当該国・地域の著作物全てが 許諾対象となります。米国 CCC など一部例外があります。米国につきましては、CCC のウェブサイトにて、“GET PERMISSIONS”の下部のボックスに”著作物タイトルまたは ISBN/ISSN”を入力することにより、管理著作物の確認ができます。

確認する事例が多い場合は、学著協のサイトでアカウントを登録すると文献情報システム (<https://www.jaacc.jp/lis/>) での検索が可能です。

大学図書館間協力における資料複製に関する ガイドライン

平成 24 年 3 月 5 日
国公立大学図書館協力委員会

(趣旨)

1. このガイドラインは、大学図書館間協力における資料複製に関して、大学図書館が複製物の提供を行う際の細目を定める。

このガイドラインによる複製物の提供にあたっては、各大学図書館は著作権管理団体との契約又は合意に基づき、大学図書館による複製は、本来大学における教職員及び学生個人の調査研究を目的として行なわれるべきものであり、営利目的のために複製物を利用するものではないという点について、大学図書館側及び権利者側の共通認識を前提として締結が可能となったことを十分に認識して実施しなければならない。

(依頼及び受付)

2. 自館がサービス対象とする大学構成員から所定の申込書によって、他館が所蔵する資料の複製の依頼を受けた大学図書館(以下、「依頼館」という。)は、申込書の記載内容によって著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の範囲内であること、利用目的が利用者個人の調査研究であること、当該資料を自館が所蔵しないことを確認した上で、利用者の申込みを受理する。

3. 依頼館は、当該資料を所蔵する図書館を特定して、その図書館が大学図書館である場合、利用者に代わってその大学図書館に対して当該資料の複製の依頼を行う。このとき、依頼内容についての記録(NACSIS-ILL システムでのレコードを含む。)を残すこととする。

4. 依頼館から依頼を受けた大学図書館(以下、「受付館」という。)は、依頼内容が著作権法第 31 条第 1 項第 1 号の範囲内であることを確認して、受付を行う。

5. 依頼館には海外の大学図書館も含むものとする。この場合上記第 2 項、第 3 項ならびに第 4 項の項目については受付館において可能な限り確認するものとする。

(複製及び送付)

6. 受付館は、著作権法等の理由により当該資料の複製ができないときは謝絶する。

7. 受付館は、当該資料の複製ができるとき、以下の(1)又は(2)のいずれかの方法によって複製物を作成して依頼館に送付する。

(1) 受付館は当該資料の複製物を作成し、それを依頼館宛に郵便又は宅配便により送付し、依頼館は申込みをした利用者に渡す。

(2) 受付館は当該資料の複製を行い、依頼館宛に通信回線を利用して送信し、依頼館は紙面に再生した複製物を申込みをした利用者に渡す。通信回線を利用する送信とは、ファクシミリ送信、インターネット送信（画像イメージを電子メールに添付して送信することを含む）を含み、当該資料の版面の画像イメージを電気信号に変換して電話回線あるいは専用回線などを用いて電送することをいうが、著作権管理団体との契約及び合意の趣旨に鑑み、利用者には紙面に再生された複製物のみを提供すること、本ガイドライン第8項に従って中間複製物を破棄することの2点を必ず履行するものとする。いかなる場合にも受付館は、利用者に対して電気信号そのものの電子的乃至磁氣的な記録としての複製物は提供しない。

(中間複製物の破棄)

8. 前項(2)の場合、当該資料の版面の画像イメージの中間複製物を作成する必要がある場合があるが、そのような中間複製物は、その種類にかかわらず破棄する。すなわち、受付館は、送信のために紙面に再生した複製物又は電子的乃至磁氣的な記録としての複製物の一方または両方を中間複製物として作成することになるが、そのいずれも破棄することとし、依頼館は、通信回線を利用する送信を受信したとき、利用者に渡す紙面に再生した複製物以外にも電子的乃至磁氣的な記録としての複製物を中間複製物として作成する場合があるが、それも破棄するものとする。

(資料の購入努力義務)

9. 同一雑誌タイトル資料の過去3年間に発行された巻号からの複製依頼、又は同一書籍資料からの複製依頼を、1年間に11回以上行った依頼館は、その資料を購入する努力を行うものとする。

(契約の内容と締結の状況)

10. 著作権管理団体との契約及び合意において規定されている、以下の点について留意しなければならない。

(1) 契約及び合意の当事者について

現在、契約を締結している相手方は、一般社団法人出版者著作権管理機構であり、合意書を取り交わしている相手方は、一般社団法人学術著作権協会である。

(2) 大学図書館の範囲について

この契約及び合意における大学図書館には、その中央図書館、分館又は各学部等に設置されている図書施設（図書館サービスを担当する専任職員を配置し、著作権の適正な管理

を行う図書室等)を含む。

(3) 許諾対象となる資料について

一般社団法人出版者著作権管理機構及び一般社団法人学術著作権協会が複写許諾管理を委託されている著作物であり、そのホームページ、あるいはその他の方法によって提示している著作物の全てとする。但し、除外する旨が通知された著作物を除く。

一般社団法人出版者著作権管理機構ホームページ (<http://jcopy.or.jp/>)

一般社団法人学術著作権協会ホームページ (<http://www.jaacc.jp/>)

補足 (平成 28 年 6 月 27 日)

平成 28 年 7 月 1 日以降、上記文面中、一般社団法人出版者著作権管理機構に関しては、削除されたものとして扱う。